

2020年4月号 (Vol.35)

—会社法—

経団連「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた 定時株主総会の臨時的な招集通知モデル」の公表と実務上の留意点

- I. はじめに
- II. 実務上の留意点

森・濱田松本法律事務所
弁護士 石井 裕介
TEL. 03 5223 7737
yusuke.ishii@mhm-global.com
弁護士 邊 英基
TEL. 03 6266 8721
hideki.ben@mhm-global.com

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から本年の定時株主総会をどのように開催すべきか、各上場会社において実務的な検討が進められている状況ですが¹、2020年4月28日、一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」といいます。）は、6月に定時株主総会の開催を予定している企業を念頭に「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデル」として以下の二つのモデル（モデルA・モデルB）をホームページ²上で公表しました。両モデルは、経済産業省・法務省により公表された「株主総会運営に係るQ&A」³（以下「Q&A」といいます。）を踏まえて作成されたものですが、両モデルの作成にあたっては、当事務所の弁護士も関与しておりました。

モデルA	来場いただく株主の数を一定程度限定することを想定したモデル
モデルB	株主の来場を原則ご遠慮いただくことを想定したモデル

両モデルには、「記載上の注意」という形で利用にあたっての検討点等が説明されていますが、本ニュースレターでは、そこでは明示されていない点も含めて、両モデルを利用するにあたっての留意点をQ&A方式で解説いたします。

¹ 新型コロナウイルス感染症による影響下における株主総会実務の対応の実施方法については[本ニュースレター2020年4月号 \(Vol.34\)](#) もご参照

² <https://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0428.html>（以下、「経団連ホームページ」。）

³ https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

CORPORATE NEWSLETTER

II. 実務上の留意点

1. 両モデルの利用可能な場面について

問1 現在の感染状況で両モデルを利用することはできますか。

両モデルは、2020年4月28日時点において東京都において示されている緊急事態措置等の状況を前提としており、開催時期・場所によって、その時点の状況に応じた調整が必要となるとされています（モデルA記載上の注意(1)、モデルB記載上の注意(5)）。

3月決算の各企業が6月の定時株主総会の招集を決定する時期や、実際に株主総会の開催が予定される6月までの間に状況が変化する可能性もありますが、現在（2020年4月30日）の状況に鑑みれば、かかる可能性を考慮したとしても、モデルAを利用することについては、地域を問わず、特段の問題はないと考えられます。

また、より踏み込んだ対応を想定しているモデルBについても、株主総会の開催場所等の個別の状況も踏まえてより慎重な判断をしておくことが無難と考えますが、現在の感染拡大の状況下においてこれを選択することが否定されるものではないと考えられます。

なお、2020年4月28日付で更新されたQ&Aにおいても、Q2の回答に「なお、株主等の健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主の来場なく開催することがやむを得ないと判断した場合には、その旨を招集通知や自社サイト等において記載し、株主に対して理解を求めることが考えられます。」との説明が追加されています。

問2 4月決算の会社であっても、両モデルを利用することはできますか。

両モデルは、6月に定時株主総会の開催を予定している企業を念頭に作成されたものですが（経団連ホームページ）、必ずしも6月開催の株主総会に利用が限定されているものではなく、その他の株主総会における招集に際して利用することが妨げられるものではありません。感染拡大状況や開催時期等によってその時点の状況に応じた調整は必要となり得ますが（Aモデル記載上の注意(1)、モデルB記載上の注意(5)）、両モデルとも利用することは可能と考えられます。

問3 決算作業が招集通知発送までに間に合わない見込みですが、両モデルを利用することはできますか。

両モデルは、決算作業が予定通り進行する場合を念頭に作成されたものですが（経団連ホームページ）、決算作業が招集通知発送までに間に合わない状況下で株主総会

CORPORATE NEWSLETTER

の招集を行う場合でも、感染拡大防止の観点から、両モデルの内容は十分に参考とすることができるものと考えられます。

問4 特別決議事項がありますが、両モデルを利用することはできますか。

株主総会の当日に、事前の議決権行使をしていない全株主が出席したと仮定したとしても、普通決議事項については事前の議決権行使により可決が確定しているものの、特別決議事項についてはそこまでとはいえない状況の会社も少なくありません。しかし、両モデルともに、事前の議決権行使により決議事項の可決が確定していることを条件としたものではありません。したがって、特別決議事項があったとしても両モデルを利用することは可能です。

問5 株主提案がなされていますが、両モデルを利用することはできますか。また、提案株主の取扱いについて留意すべき点はありますか。

株主提案がある場合であっても直ちに両モデルを利用することができなくなるものではありませんが、特に、モデルBを利用する際には、個別判断が必要となると考えられます（モデルB記載上の注意(1)）。

なお、提案株主は、株主総会において提案の理由を説明することができるものと解されています⁴、提案の理由の説明を予定して来場を希望する提案株主の来場出席を認めないとするのは、提案株主が新型コロナウイルスに感染していたり、又はその疑いがある場合など感染拡大防止の観点からの特段の理由のない限り難しいと考えられます。

問6 激しい委任状勧誘合戦となることが見込まれていますが、両モデルを利用することはできますか。

委任状勧誘合戦が行われるなど、賛否の拮抗が想定される議案があり、議場での審議の結果が賛否に少なくない影響を与え得る状況にある会社では、株主の来場出席を認める必要性は上記問5以上に高いものとなります。また、委任状は代理人（受任者）となる株主が株主総会に来場出席して議決権を行使することを前提とするものですから、代理人（受任者）となるため株主が来場出席する必要性が高いといえます。したがって、このような場合においては、モデルBを利用することは適切でないと考えられます。

なお、モデルAを利用する場合であっても、委任状勧誘合戦が行われる場合には当日の投票状況によって結果が左右されることもありますので、会場に入場することが

⁴ 元木伸『改正商法逐条解説』（商事法務研究会、改訂増補版、1983）92頁

CORPORATE NEWSLETTER

できる株主の数を制限することは避けておくか、入場者数に余裕をもたせることが無難と考えられます。

問7 いわゆるハイブリッド型バーチャル総会の実施までは予定していませんが、両モデルを利用することはできますか。

両モデルは、いずれもいわゆるハイブリッド型バーチャル総会の実施を必ずしも前提としていませんので、これらを予定していなくても利用することが可能です。ただし、モデルBを利用する場合には、何らかの形で、株主総会当日に来場しない株主に対する別途の情報提供を行うことが必要と考えられます（モデルB 記載上の注意(3)）。

2. 会場について

問8 株主総会の前に予定していた会場の利用ができなくなり急遽開催場所や時刻を変更する場合には、モデルA 記載上の注意(10)の記載をし、HP 上で変更の旨を公表すれば足りるでしょうか。

質問のような開催場所や時刻の変更は、株主総会の招集通知発出後のやむを得ない状況の変化に基づくものと考えられるため、当該時点において各企業が採用し得る適宜の方法によることが許容されると考えられます。

ただし、当日の来場出席を予定していた株主が来場できなくなることにより生ずる法的なリスクを可能な限り低減させる観点から、ホームページ上での公表のほか、株主総会当日までに時間的な余裕がある場合には、変更の旨を書面により株主に対して通知しておくことが望ましいとは考えられます。また、当日変更に気が付かず変更前の会場に株主が向かってしまう可能性もあることから、変更前の会場から変更後の会場へ誘導することができる体制を整え、株主総会の開始時刻も必要に応じて遅らせることが考えられます。

3. 入場拒否について

問9 モデルBは、事由にかかわらず一切の株主の来場を拒絶することを想定したものと理解してよいですか。

モデルBでは、株主に対して株主総会当日に来場しないことを強く求める内容ですが、要請にもかかわらず株主総会当日に来場する株主が存した場合は、再度、感染拡大防止の観点からお引き取りいただくよう強く要請することを想定しているものの、それでも入場を求める株主がいた場合は入場を認めざるを得ない場合

CORPORATE NEWSLETTER

もあるとされています（モデルB記載上の注意(2)）。したがって、株主総会当日の状況や入場を求める株主の個別事情（当該株主が新型コロナウイルスに感染していたり、又はその疑いがある場合など）により、一人の株主の来場も認めない結果となることは考えられるものの、株主総会の招集段階において、事由にかかわらず一切の株主の来場を拒絶することを想定したものではないと考えられます。

なお、この場合であっても、感染リスクを避けるため、来場した株主の出席の態様を工夫し、役員とは別室に案内するなど第2会場に準じた運営とすることなどは考えられます（モデルB記載上の注意(2)）。

問 10 モデルAを利用する場合に、マスクを持参・着用しない又は検温を拒絶しただけで入場を拒否してしまうことも可能でしょうか。

そのような対応が感染拡大防止の観点から必要であると判断される場合には、可能と考えられます（モデルA記載上の注意(8)）。なお、株主がマスクを持参しなかっただけである場合には、可能な限り会社においてマスクを提供することができるようにしておくことが望ましいものの、感染拡大防止の観点から必要であると判断されるときには、マスクを提供せずとも入場を拒否することができるものと考えられます。

問 11 モデルBを利用する場合には株主の来場を想定した注意事項は敢えて記載しないこととされていますが（モデルB記載上の注意(4)）、モデルBにおいても入場を求める株主がいた場合には入場を認めざるを得ない場合もあるとされています（モデルB記載上の注意(2)）。モデルBを利用する場合に入場を求める株主が現れた場合に以下の理由で入場を拒否することはいずれも可能でしょうか。

- ① マスクを持参していない
- ② （会社からの要請にもかかわらず）マスクの着用・検温を拒絶する
- ③ 発熱・体調不良がある
- ④ 海外から帰国して14日間を経過していない
- ⑤ 会場の収容人数（座席の間隔を空ける前提での人数）を超えている

①から⑤は、いずれもモデルAでは入場を拒否することができると考えられますが（①と②については問10参照）、モデルBにおいては、モデルAとは異なり、①から⑤を理由に入場を拒否する可能性について招集通知において言及されていません。

もっとも、②から④については、新型コロナウイルスの感染拡大リスクが高まっている現状下においては感染拡大防止の見地から合理的な制限であり、また、事前の告知をしていなかったとしても、株主としては予測・甘受すべきと考えられますので、入場を拒否することは可能であると考えられます。①⑤についても、招集通知へ記載しておくことが望ましいと考えられるものの、来場しないことすら求めている状況ですの

CORPORATE NEWSLETTER

で、モデル A と同様に入場を拒否することは可能であると考えられます（モデル B 記載上の注意(4)参照）。

4. その他について

問 12 結果として株主総会に株主が一人も来場しない場合であっても問題はな
いのですか。その場合には採決などを省略してしまうことも可能ですか。

両モデルを利用したことにより、結果として株主が一人も来場しないこととなった場合であっても問題はありませぬ（Q&A の Q2 回答参照）。ただし、その場合であっても、株主総会自体は開催されていますので、会場における報告・採決の一切を省略することはできません。特に、いわゆるハイブリッド型バーチャル株主総会として株主総会当日のライブ配信等を予定している場合には、来場せずにライブ画像の視聴等をしようと考えている株主も見込まれることから、株主が来場している場合に準じたシナリオで議事進行をした方が視聴等する株主の理解の観点で望ましいとも思われます。ただし、会場に株主が存しないことから、オンライン出席株主がいる場合を除き、採決にあたり、議場の賛否を問うことなく、事前の議決権行使により可決された旨を宣言することが考えられます。

問 13 役員がオンラインにより出席をする場合において、当該役員が株主として
もオンラインで出席したことと取扱うことは可能ですか。

株主総会については、役員及び株主ともにオンラインによる出席が法律上可能です（会社法施行規則 72 条 3 項 1 号）、役員が役員としてのみならず、株主としてもオンラインで出席する場合、他の株主についても同様にオンラインでの出席を認める場合でない限り、株主平等原則の観点から問題視する見方も考えられます。

しかし、役員のオンラインによる出席にもさまざまな態様が考えられ、例えば、感染リスクを避けるため、来場した株主と役員とをそれぞれ別室に案内し、第 2 会場に準じた運営としてオンラインでつなぐ場合などにおいては、当該役員は実際に会場に出席しているのとほとんど異ならないともいえることから、当該役員を株主としても出席したものと扱ったとしても、必ずしも不合理な差異とまではいえないものと考えられます。

問 14 モデル B を利用する場合に、役員が役員としてだけでなく株主としても出
席したこととして取扱うことは可能ですか。

モデル B は、株主に対して来場を原則としてご遠慮頂く内容であり、株主の出席を前提とせずに株主総会を開催するものですので、他の株主は来場出席して議決権行使

CORPORATE NEWSLETTER

が全くできないのかかわらず、役員だけが株主として来場出席して議決権行使することは、株主平等原則の観点から問題といえます。

ただし、モデルBは、要請にもかかわらずなお入場を求める株主がいた場合には入場を認めざるを得ない場合があることを原則としているので、かかる株主の入場を認める限りにおいては、役員が役員としてだけでなく株主として来場出席したとして取扱うことも可能と考えられます。

また、議決権行使の委任状が会社に送付され、受任者による議決権行使が必要な場合などにおいては、株主総会に出席しなければならない役員が、受任者として議決権行使をすることは可能と考えられます。

問 15 両モデルを利用した場合の議事録の作成において留意しておくべき点がありますか。

株主又は役員にオンラインでの出席を認める場合には、その方法について議事録に記載が必要となりますが（会社法施行規則 72 条 3 項 1 号）、それ以外には特段留意すべき点はありません。

NEWS

➤ 新型コロナウイルス対応 参考リンク集（4月30日更新）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

➤ 新型コロナウイルス感染症への対応について（4月27日更新）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、当事務所では下記の対応を実施いたします。

■在宅勤務について

当事務所の日本国内オフィスでは、少なくとも5月8日（金）まで原則として在宅勤務態勢をとっております。また、海外オフィス（4月27日時点で、北京・上海・シンガポール）においても、原則として在宅勤務態勢をとっております。なお、その他のオフィスにおいても、出勤者を減らすなどの対応をとっており、今後、状況に応じて在宅勤務となることがあります。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者

CORPORATE NEWSLETTER

の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承いただき、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止もしくは延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトにてその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を申し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施へと移行いたします。

■代表電話へのお問い合わせについて

在宅勤務への移行に伴い、代表電話へのお問い合わせを受けられない状態となります。皆さまにはご不便をおかけいたしますが、当事務所ウェブサイトの[お問い合わせフォーム](#)からご連絡くださいますようお願い申し上げます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

(当事務所に関するお問合せ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com